

3/14 (木)の発表



報道発表資料の配付日時 3月14日(木)15:00

発表項目 (行事名)	水痘注意報の発令について	
概要	<p>北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第10週(令和6年3月4日～3月10日)において、帯広保健所管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、水痘注意報を発令します。</p>	
参考	<p>注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。</p> <p>直近5週間における定点医療機関あたりの患者報告状況などは、別添資料をご覧ください。</p>	
報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付	
	同時レク	
	記者レク	
その他		
担当 (連絡先)	<p>北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課 (担当:健康推進課 吉田) TEL 0155 - 26 - 9082 (直通)</p>	

水痘の流行について（注意報）

令和6年3月14日（木）

北海道帯広健所
(北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室)
TEL 0155-26-9082 FAX 0155-25-0864

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第10週（令和6年3月4日～令和6年3月10日）において、帯広保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数は、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、帯広保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点あたり)」単位：人)

	第6週 (2/5～2/11)	第7週 (2/12～2/18)	第8週 (2/19～2/25)	第9週 (2/26～3/3)	第10週 (3/4～3/10)
帯広保健所	4 (0.50)	6 (0.75)	7 (0.88)	3 (0.38)	8 (1.00)
全道	17 (0.12)	23 (0.17)	17 (0.12)	17 (0.12)	21 (0.15)
全国	427 (0.14)	365 (0.12)	399 (0.13)	404 (0.13)	-

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL : <https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	1	2	1